



# 水土里ネットだより

(東根市土地改良区)

第17号

令和5年6月 編集・発行 水土里ネット東根市 TEL 0237-44-2820 FAX 0237-44-1841  
E-Mail : [higashineshi@sanae.or.jp](mailto:higashineshi@sanae.or.jp)  
<http://www.higashineshi-lid.jp/inst.html>



【写真：観音寺字上野地内『田園風景』】

## 目次

1. 第15回通常総代会	2
2. 令和5年度事業計画	3
3. 令和5年度一般会計収支予算	4
4. 令和5年度賦課金	4
5. 令和5年度地区除外決済金	5
6. お知らせ	6

# ～第15回通常総代会 挨拶～

東根市土地改良区 理事長 奥山 博



第15回通常総代会を開催するにあたり、一言ご挨拶申し上げます。

総代の皆様には、何かとお忙しいところをご出席いただきましてありがとうございます。

本日は、令和5年度事業計画及び一般会計収支予算に係る10号議案を上程します。なお、質疑応答の中で皆さんがお聞きしたいと考えていらっしゃることは、十分にお答えができるように経過も含めて説明いたしますので、慎重審議の上、議決下さいますようお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

## 第15回通常総代会 開催

令和5年3月30日 東根市土地改良区

第15回通常総代会は総代現在員数57名のうち、55名（本人出席：15名、書面議決：40名、出席率96%）の出席で開催されました。

奥山理事長の挨拶に引き続き、本会の議長には第4選挙区 高橋十浩総代、議事録記名人には第2選挙区 芦野弘総代、第3選挙区 滝口清光総代がそれぞれ選任され議事に入りました。

上程された議案は下記のとおりで、全議案満場一致により可決決定されました。

### 議 案

- |        |                               |
|--------|-------------------------------|
| 報告第1号  | 令和4年度第2回定期監査状況の報告について         |
| 議 第1号  | 土地改良事業計画設計事業の一部変更実施について       |
| 議 第2号  | 土地改良施設維持管理適正化事業資金の拠出について      |
| 議 第3号  | 令和5年度事業計画について                 |
| 議 第4号  | 令和5年度一般会計収支予算（案）について          |
| 議 第5号  | 令和5年度賦課基準、納期、徴収方法、夫役現品について    |
| 議 第6号  | 令和5年度役員等の報酬、費用弁償の支給額について      |
| 議 第7号  | 令和5年度地区除外決済金基準額、徴収時期、徴収方法について |
| 議 第8号  | 令和5年度一時借入金について                |
| 議 第9号  | 令和5年度収支計算現金の保管について            |
| 議 第10号 | 附帯決議について                      |
| 資 料1   | 令和5年度基本財産積立金増減計画書             |
| 資 料2   | 令和5年度特定資産積立資産増減計画書            |

# 令和5年度東根市土地改良区事業計画

## 基本方針

1. 安定した財政運営の継続
2. 適正かつ効率的な維持管理の推進
3. 地域保全会と連携した土地改良施設の保全管理の推進
4. その他必要な事項

### ◎事務処理方針（処務・運営）

1. 広報活動の展開
  - (1) 区報の発行及び事業報告書・収支決算書・財産目録の公表等を活用した情報の発信
2. 旧東根市農業協同組合東郷支所の土地、建物取得に向けた検討の実施
3. その他必要な事項

### ◎事務処理方針（会計・財務）

1. 土地改良区運営の基礎となる賦課金等の徴収の促進
2. その他必要な事項

### ◎事務処理方針（工事・施設管理）

1. 適正かつ効率的な維持管理の推進
  - (1) 土地改良区単独事業工事の実施（早期実施が必要な箇所への対応として）
  - (2) 土地改良施設維持管理適正化事業の実施
    - 1) 第4ファームポンド地区電磁弁整備補修工事
  - (3) 土地改良事業計画設計事業の実施
    - 1) 若木地区畑地かんがい施設の施設計画策定のための施設劣化状況調査、概略設計、事業計画並びに事業計画概要書作成
  - (4) 効率的な水利用の推進（揚水休止日及び夜間停止の実施）
2. 上野・神明地区の基盤整備事業導入に向けた検討の実施
3. 農業水利施設を活用した小水力発電の調査、検討の実施
4. 関連する公共事業との調整及び諸課題への対応
  - (1) 市道泉郷中部線整備工事
  - (2) 市道野川小原線整備工事
  - (3) 市道神町駅前線整備工事
  - (4) 市道蟹沢谷地線整備工事
  - (5) 県道22号山形天童線整備事業
  - (6) 一級河川小見川河川整備事業
5. その他必要な事項

## 令和5年度 一般会計収支予算についてお知らせします。

令和4年度より複式簿記会計の導入に伴い、これまでの大富地域維持管理特別会計、小田島地域維持管理特別会計、東部地域維持管理特別会計、若木地域維持管理特別会計は一般会計の中に組み込まれてその中で、「款」、「項」、「目」、「節」を設けて区分し管理することになりました。

# 令和5年度一般会計収支予算書

## 収入の部

単位：円

項 目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	付 記
1. 土地改良事業収入	112,750,000	113,707,912	△957,912	賦課金、転用決済金、負担金
2. 附帯事業収入	1,446,000	1,446,000	0	他目的使用料、手数料
3. 基本財産運用収入	0	17,131	△17,131	事業積立金利息
4. 特定資産運用収入	0	12,837	△12,837	財政調整積立資産利息外
5. 補助金等収入	4,280,000	3,021,759	1,258,241	補助金、助成金等収入
6. 交付金収入	2,700,000	2,400,000	300,000	維持管理適正化事業交付金収入
7. 雑 収 入	10,000	1,403,443	△1,393,443	過年度収入、過怠金収入、雑収入等
8. 借 入 金 収 入	0	0	0	公庫資金借入金等
9. 基本財産取崩収入	11,000,000	2,500,000	8,500,000	事業積立金取崩収入
10. 特定資産取崩収入	8,117,000	2,539,000	5,578,000	財政調整積立資産取崩収入外
11. 固定資産売却収入	0	0	0	土地、建物、車輛運搬具外
12. 繰 越 金	25,000,000	33,470,242	△8,470,242	前年度繰越金
歳入合計	165,303,000	160,518,324	4,784,676	

### 《一般会計中、各地域の内訳》

単位：円

項 目	大富地域	小田島地域	東部地域	若木地域
1. 土地改良事業収入	12,200,000	27,400,000	5,100,000	17,750,000
2. 附帯事業収入	220,000	506,000	200,000	500,000
3. 基本財産運用収入	0	0	0	0
4. 特定資産運用収入	0	0	0	0
5. 補助金等収入	0	80,000	0	4,200,000
6. 交付金収入	0	0	0	2,700,000
7. 雑 収 入	0	0	0	0
8. 借 入 金 収 入	0	0	0	0
9. 基本財産取崩収入	0	8,000,000	0	3,000,000
10. 特定資産取崩収入	2,300,000	5,300,000	13,000	30,000
11. 固定資産売却収入	0	0	0	0
12. 繰 越 金	3,000,000	5,000,000	3,000,000	5,000,000
歳入合計	17,720,000	46,286,000	8,313,000	33,180,000

## 令和5年度 東根市土地改良区賦課金について

### [賦課基準]

単位：円

賦 課 種 別	地域区分	受益区分	10 a 単価	第1期	第2期	第3期	摘 要	
経 常 賦 課 金	• 一般管理費	全 地 域	-	4,000	1,340	1,330	1,330	1,258.82ha
		大 富 地 域	-	5,800	1,940	1,930	1,930	211.83ha
	• 土地改良事業費	小 田 島 地 域	田	6,000	2,020	1,990	1,990	441.90ha
			畑	200	200	0	0	67.91ha
		東 部 地 域	用水受益	4,000	1,340	1,330	1,330	21.01ha
			排水農道受益	2,000	680	660	660	0.41ha
	若 木 地 域	田	2,500	840	830	830	195.06ha	
		畑	500	500	0	0	52.08ha	
			-	6,000	2,020	1,990	1,990	274.16ha

※なお、年合計賦課額が3,001円未満の納付については、第1期においての1回で調整することになります。

第1期 発行日：令和5年7月5日 納入期限：7月18日

第2期 発行日：令和5年9月5日 納入期限：9月15日

第3期 発行日：令和5年11月2日 納入期限：11月15日

#### 東根市土地改良区指定金融機関

- 東根市農業協同組合
- さがえ西村山農業協同組合
- みちのく村山農業協同組合
- 天童市農業協同組合

### 賦課金は便利な自動振替をご利用ください

口座振替にて賦課金を納付されている組合員は、7月・9月・11月の口座振替日の前日までに、通帳残高確認をお願いします。組合員の資格を失った場合（所有権移転など）は必ず、土地改良区に届けを！知っているのは当事者のみです。……怠った場合、賦課通知書は移転が終わっても移転前の組合員へ通知されますのでご注意ください。

支出の部

単位：円

項 目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	付 記
1. 土地改良事業費支出	96,099,000	83,407,900	12,691,100	維持管理費、適正化事業費支出外
2. 一般管理費支出	55,032,300	55,893,711	△861,411	運営事務費、事務所費支出
3. 土地改良事業負担金等支出	0	0	0	県営事業分担金、その他負担金支出
4. 借入金返済支出	0	0	0	公庫資金、その他の借入金返済金
5. 支払利息	50,000	50,000	0	公庫資金、その他の借入金利息
6. 固定資産取得支出	300,000	840,000	△540,000	土地、建物、車輛及び装置取得外
7. 基本財産積立支出	0	3,017,131	△3,017,131	事業積立金支出
8. 特定資産積立支出	2,533,967	3,130,614	△596,647	財政調整積立資産積立支出外
9. 雑支出	50,000	50,000	0	過年度支出
10. 繰越金	0	0	0	次年度繰越金
11. 予備費	11,237,733	14,128,968	△2,891,235	
歳出合計	165,303,000	160,518,324	4,784,676	

《一般会計中、各地域の内訳》

単位：円

項 目	大富地域	小田島地域	東部地域	若木地域
1. 土地改良事業費支出	13,792,000	43,850,300	7,353,000	31,103,700
2. 一般管理費支出	0	0	0	0
3. 土地改良事業負担金等支出	0	0	0	0
4. 借入金返済支出	0	0	0	0
5. 支払利息	10,000	10,000	10,000	10,000
6. 固定資産取得支出	0	0	0	0
7. 基本財産積立支出	0	0	0	0
8. 特定資産積立支出	0	0	0	0
9. 雑支出	10,000	10,000	10,000	10,000
10. 繰越金	0	0	0	0
11. 予備費	3,908,000	2,415,700	940,000	2,056,300
歳出合計	17,720,000	46,286,000	8,313,000	33,180,000

## 令和5年度 農地転用等地区除外決済金について

土地改良区の受益地内で農地を転用するときは、農地法及び土地改良法の規程により、あらかじめ土地改良区に農地転用等の通知と地区除外の手続きをしていただく必要があります。

また、農地が改良区区域から除外されることにより、他の組合員に過重負担とならないよう、転用除外面積に下記の単価を乗じた金額、決済金を土地改良区に納入しなければなりません。

[決済金単価]

単位：円

地域区分	受益区分	10 a 単価	摘 要
大富地域	-	196,000	R 5 賦課単価 ¥ 9,800 / 10 a × 20年 / 決済期間
小田島地域	田	200,000	R 5 賦課単価 ¥ 10,000 / 10 a × 20年 / 決済期間
	畑	84,000	R 5 賦課単価 ¥ 4,200 / 10 a × 20年 / 決済期間
	用水受益	160,000	R 5 賦課単価 ¥ 8,000 / 10 a × 20年 / 決済期間
	排水農道受益	120,000	R 5 賦課単価 ¥ 6,000 / 10 a × 20年 / 決済期間
東部地域	田	130,000	R 5 賦課単価 ¥ 6,500 / 10 a × 20年 / 決済期間
	畑	90,000	R 5 賦課単価 ¥ 4,500 / 10 a × 20年 / 決済期間
若木地域	-	200,000	R 5 賦課単価 ¥ 10,000 / 10 a × 20年 / 決済期間

※表中のR 5 賦課単価については、一般管理費に各地域の土地改良事業費を合算した金額を記載しています。

# 土地改良区からのお知らせ

## 揚取水暦について

大富地域、小田島地域のかんがい用水計画について、関係組合員には用水開始前に揚取水暦を配布し周知しておりますが、かんがい期間中の適切な水管理と用水の有効利用に努めてくださるようお願いいたします。また、併せて節水にご協力ください。

### 令和5年度 東根市土地改良区（大富地域）揚水暦 **重要**

は揚水日を表しています。

5 月							6 月							7 月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6					1	2	3							1
7	8	9	10	11	12	13	4	5	6	7	8	9	10	2	3	4	5	6	7	8
14	15	16	17	18	19	20	11	12	13	14	15	16	17	9	10	11	12	13	14	15
21	22	23	24	25	26	27	18	19	20	21	22	23	24	16	17	18	19	20	21	22
28	29	30	31				25	26	27	28	29	30		23	24	25	26	27	28	29
														30	31					

8 月							9 月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5						1	2
6	7	8	9	10	11	12	3	4	5	6	7	8	9
13	14	15	16	17	18	19	10	11	12	13	14	15	16
20	21	22	23	24	25	26	17	18	19	20	21	22	23
27	28	29	30	31			24	25	26	27	28	29	30

揚水開始日：5月10日(水)～  
 揚水終了日：～9月8日(金)  
 揚水停止日：6月～8月の毎週水曜日  
 7月5日～7月9日、8月17日、  
 8月24日、8月31日  
 ※揚水停止日はモク刈作業や気象状況等に伴い増減する場合があります。ご理解とご協力をお願いします。  
 ※かけ流しをする人がいると水量が足りなくなって水をかけられない人が出てきます。用水路をせき止めて水をかける場合は下流にも水が流れる程度にしましょう。また、田んぼが潤ったら、せき止めている物を外しましょう。

### 令和5年度 東根市土地改良区（小田島地域）揚取水暦

5月（皐 月）

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

8月（葉 月）

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

6月（水無月）

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

9月（長 月）

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

7月（葉 月）

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

ポンプ運転の時間は次のとおりです。  
 緑色日 揚水時間：午前8時から翌朝午前8時まで24時間連続  
 水色日 揚水時間：午前3時から同日午後7時まで16時間  
 ※揚水時間をご理解のうえ、揚取水暦により適切な水管理と用水の有効利用に努めてください。節水にご協力ください。  
 第1週一斉清掃日 令和5年5月3日(水) 午前6時  
 第2週一斉清掃日 令和5年7月8日(土) 午前6時  
 第3週一斉清掃日 令和5年9月9日(土) 午前6時  
 ※一斉清掃前日までに自分の用排水路の草刈りを行ってください。

4月1日(土)からの散水計画等と  
注意事項をお知らせします。



**日中散水**  
3月28日～5月8日

※残雪状況によっては、散水時期を遅らせる場合もあります。あらかじめご了承ください。



**夜間散水**  
5月9日～10月1日



**雑用給水栓の使用**  
3月27日～10月31日

## 注意事項(必ず全員読んでください)

- 4月の夜はまだ寒いです。雑用給水栓の根元にある水抜栓を閉めない人がいるのでバルブが凍って壊れている場所がたくさんあります。皆で気をつけて賦課金の無駄使いはやめましょう!! (バルブの交換にもお金がかかります。)
- 自分勝手に散水している(自宅と離れている畑で常習的にやっている)人や雑用給水栓を私物化して長時間使用し続けている(関係者以外の人には来ないような場所で常習的にやっている)人の報告(通報)が増えています。  
※違反者の身勝手な行動で周りの組合員に迷惑をかけ、不快な思いをさせるのは絶対にやめましょう!  
※毎年このお知らせを発送して注意を促しても改善されないようです。不快な思いをしている組合員が増えていますので、**常習的に違反を繰り返している方が使用している施設は今後撤去してきます。**

## こんなときは土地改良区に届け出ましょう!

### 1. 組合員が死亡または土地の所有権が移転となったとき

#### ◎死亡の場合

相続人または家族の方が届けてください。

#### ◎所有権が移転した場合

所有権移転の関係者双方が土地改良区に届けてください。

持参するもの

☆権利書または登記簿謄本 ☆双方の認め印



この時、除外する土地について『決済金算定基準』により決済金を決定し、土地改良区に納付していただくこととなります。

『決済金』の趣旨は、受益地内に残る農地が将来過重負担にならないよう土地改良法第42条及び地区除外処理規程により事業の負担金及び長期借入金、施設の維持管理の負担額を一活払いしていただくものです。

### 2. 経営移譲年金のための資格交替が発生したとき

農業者年金を受給されるに当たっては、農家の後継者に農業経営を移譲しなければなりません。

従って年金受給者は土地改良区の組合員資格を失うことになるので、組合員の資格得喪の通知を土地改良区に提出する必要があります。

### 3. 農地を転用するとき

土地改良事業の受益地内で農地を転用するときは、農地法及び土地改良法の規程により、あらかじめ土地改良区に農地転用等の通知と地区除外の申請手続きをしていただくこととなります。

### 4. 土地改良区管理施設を使用したいとき

土地改良区が管理する土地改良施設(道路、水路敷地、その他)を使用したいときは土地改良区の承認を得なければなりませんので、土地改良区管理施設他目的使用申請書を提出していただくこととなります。

### 5. 排水路へ生活雑排水の放流をしたいとき

本土地改良区が管理する排水路へ家庭内の雑排水を無断で放流することは法律で禁じられておりますので、必ず合併処理浄化槽を設置し放流してください。

この場合にも、土地改良区管理施設他目的使用申請書を提出していただくこととなります。

# 水路には近づかないで……危険がいっぱいです！

水田地域の水路周辺には、降雨等の後に水位が増して大変危険ですので、近づかないでください。水路脇で遊んでいる子供を見かけた時には注意してくださるようお願いいたします。若木地域は貯水槽が満水となっているので、絶対に近づかないでください。



## 事務所位置図

東根市土地改良区  
住所：東根市大字野川  
2074番地の93

※小田島事務所(西部支所)  
は、職員が不在となっ  
ております。

